

スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム プロジェクトチーム規則

令和4年（2022年）1月21日

（趣旨）

第1条 本規則はスマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム規約（以下、「プラットフォーム規約」という。）第9条の規定に基づき設置される、プロジェクトチームに関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 プロジェクトチームは、「スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）の下に設置され、具体的な事業の検討・実施、特定事項の調査・研究等を行うことを目的とする。

（設置）

第3条 プロジェクトチームは、プラットフォーム規約第5条に規定する構成員又はパートナー会員が事業提案及び活動計画をプラットフォーム規約第8条に規定する運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に提出し、承認を受けることで設置することができる。

（設置等の承認、廃止の決定）

第4条 運営委員会は、第3条に基づく事業提案等に意見を述べるとともに、別に定める基準に適合するものと確認した場合にはプロジェクトチームの設置を承認する。

- 2 運営委員会は、前項の承認を行ったときは、事業提案等を行った会員を当該プロジェクトチームの幹事として指名する。
- 3 運営委員会は、プロジェクトチームの構成員（以下、「プロジェクトチームメンバー」という。）又は活動が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該プロジェクトチームの廃止を決定することができる。
 - （1）プラットフォーム規約若しくは本規則に違反し又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
 - （2）主要なプロジェクトチームメンバーが解散又は営業を停止したとき
 - （3）プロジェクトチームメンバーが暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - （4）活動計画に沿った活動が行われず又は行われない蓋然性が高いとき
 - （5）事業が実装段階に移行し、プロジェクトチームで検討・実証する意義を喪失したとき
 - （6）その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(活動期間)

第5条 プロジェクトチームの活動期間は、原則として、設置日から当該年度末までとする。

- 2 プロジェクトチームの活動期間の延長を希望する場合、当該プロジェクトチームの幹事は活動計画を運営委員会に提出するものとする。

(活動報告)

第6条 プロジェクトチームは、当該年度末までに、運営委員会に対して活動報告を行うものとする。

(プロジェクトチームメンバー)

第7条 プロジェクトチームメンバーは、幹事のほか、当該プロジェクトチームへの参画を希望するプラットフォーム規約第5条に規定する構成員又は会員をもって組織する。

- 2 幹事は、当該プロジェクトチームへの参画を希望する会員の参加を不当に拒んではない。
- 3 プロジェクトチームメンバーは、いつでもプロジェクトチームを退会することができる。
- 4 プロジェクトチームメンバーは無報酬とする。ただし、次条のプロジェクトチームメンバーの協議により、報酬を支払うことを妨げない。

(費用)

第8条 プロジェクトチームの活動に要する費用はプロジェクトチームメンバーの自己負担とし、負担割合はプロジェクトチームメンバーが協議して決する。

(事例の共有)

第9条 プロジェクトチームの活動計画及び活動報告は、会員に共有され、自由に利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、活動計画及び活動報告に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見等が含まれるとプロジェクトチームが判断したときは、運営委員会と協議のうえ、共有しないものとすることができる。
- 3 プロジェクトチームは、活動の成果等について知的財産権に関する出願等を検討する場合、予め運営委員会に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(規則の制定改廃)

第10条 この規則の制定改廃は代表が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

(雑則)

第11条 本規則に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、必要に応じてプラットフォーム規約第7条に規定する代表が定める。

附則

この規則は、令和4年（2022年）1月21日から施行する。